

「ニュー・ジーランド産りんご生果実に関する植物検疫実施細則」（平成5年6月1日付け 5 農蚕第3724号農蚕園芸局長通達）一部改正
新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の付表第24</u>のニュー・ジーランド産のガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、<u>平成9年3月10日農林水産省告示第353号</u>（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 生産地域 （1）告示1のニュー・ジーランド植物防疫機関（以下「NZ機関」という。）が、<u>適切な時期に火傷病の発生の有無に関する調査が行なわれている地区として指定した地域</u>（以下「指定地域」という。）は、次のそれぞれの条件を満足している無病地区及び緩衝地区からなる地域とする。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1の4の項</u>のニュー・ジーランド産のガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る植物検疫の実施については、<u>平成5年5月28日農林水産省告示第582号</u>（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 生産地域 （1）告示1のニュー・ジーランド植物防疫機関（以下「NZ機関」という。）が<u>指定した地域</u>（以下「指定地域」という。）は、次のそれぞれの条件を満足している無病地区及び緩衝地区からなる地域とする。
3 こん包及びこん包場所 （1）こん包 <u>告示6の（1）のこん包には、過去に使用されていないこん包及び包装材料を使用するものとし、通気孔を設ける場合</u>	3 こん包及びこん包場所 （1）こん包 <u>ア 通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合には、当該箱に収容する前に当該生果実をポリエチレン製のこん包材</u>

改 正 後	現 行
<u>には、次のいずれかの条件を満足しているものとする。</u> <u>ア 生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製の包装材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。</u> <u>イ 通気孔に網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものを使用すること。</u> <u>ウ こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。</u> （２）こん包場所 <u>告示 6 の（２）のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。</u>	<u>料で包み込み、又はその通気孔に網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものを使用するものとする。</u> <u>イ こん包には、過去に使用されていない箱及びこん包材料を使用するものとする。</u> （２）こん包場所 <u>告示 5 の（２）のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。</u>
5 検査及び消毒の確認 （１）<u>告示 5 の消毒の確認は、次により、原則としてNZ機関と共同して、行うものとする。</u> ア [略] <u>イ 殺菌消毒</u> <u>（ア）アのくん蒸実施後、ウの低温処理実施前に次亜塩素酸ナトリウム水溶液（有効塩素濃度100ppm以上）に 1 分間以上浸せきされたことを確認すること。</u>	5 検査及び消毒の確認 （１）<u>告示 3 の（３）の消毒の確認は、次により、原則としてNZ機関と共同して、行うものとする。</u> ア [略]

改 正 後	現 行
<u>(イ) 処理中、随時、塩素濃度が100ppm以上であることを確認すること。</u> ウ 低温処理による消毒 [条項移動] (2) <u>告示5</u>の検査の確認は、NZ機関と共同で次により行うものとする。 ア 生果実が、指定地域のうち無病地区で生産されたものであることを確認すること。 イ 生果実のこん包数の5パーセント以上について、NZ機関が行う検査に立ち会い、<u>検疫有害動植物</u>（特に<u>火傷病菌</u>及び<u>コドリリング</u>）が付着していないことを確認すること。 (3) (2)の確認の結果、<u>火傷病菌</u>又は<u>コドリリング</u>が発見された場合には、それが付着した原因についてNZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の<u>告示5</u>の消毒の確認を行わないものとする。 (4) 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと並びに(2)により<u>検疫有害動植物</u>が付着していないことを確	イ 低温処理による消毒 (2) <u>告示3の(3)</u>の検査の確認は、NZ機関と共同で次により行うものとする。 ア 生果実が、指定地域のうち無病地区で生産されたものであり、かつ、告示4の(1)のくん蒸の実施後、低温処理実施前に、<u>次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素濃度100ppm以上）に1分間以上浸漬することによる火傷病菌に対する表面殺菌が行われたものであることを確認すること。</u> イ 生果実のこん包数の5パーセント以上について、NZ機関が行う検査に立ち会い、<u>有害動物及び有害植物</u>（特に<u>コドリリング</u>及び<u>火傷病菌</u>）が付着していないことを確認すること。 (3) (2)の確認の結果、<u>コドリリング</u>又は<u>火傷病菌</u>が発見された場合には、それが付着した原因についてNZ機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の<u>告示3の(3)</u>の消毒の確認を行わないものとする。 (4) 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと並びに(2)により<u>有害動物及び有害植物</u>が付着していないこ

改 正 後

認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

〔削る〕

7 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

現 行

とを確認したときは、次の様式により、植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名 印	↑
消毒確認 月 日 時		3センチメートル
検査確認 月 日 時		↓
← 10センチメートル →		

7 表示

告示6の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

改 正 後	現 行
(1) 輸出植物検疫終了の表示 [様式略] (2) 仕向地の表示 [様式略] 8 輸入検査 (1) [略] (2) <u>植物検疫証明書が添付されていない場合，告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合，告示6の(3)の封印がなされていない場合若しくは告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には，当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> [略]	(1) 輸出植物検疫終了の表示 [様式略] <u>(注) 寸法，はおおむね，縦4センチメートル，横15センチメートルとする。</u> (2) 仕向地の表示 [様式略] <u>(注) 寸法，はおおむね，縦3センチメートル，横15センチメートルとする。</u> 8 輸入検査 (1) [略] (2) <u>告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合，告示5の(3)の封印がなされていない場合若しくは告示6の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には，当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u> [略]